

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

## 意見陳述要旨

2025（令和7）年7月28日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

松竹 伸幸

意見陳述の機会を与えて頂き、ありがとうございます。原告側は本日、名誉毀損問題で原告第9準備書面を提出していますので、それに関わる問題について陳述します。

### 1 被告準備書面は裁判官の認識を歪める印象操作である

原告第9準備書面は第一の四の1で、被告が準備書面（4）において原告の見解として引き合いに出しているaからjの10項目のうちhについて取り上げ、「原告の主張を歪曲していて失当である」と述べています（8ページ）。まずこの問題です。

前回期日の際、被告の準備書面（4）を読んで大変びっくりしました。その第1の4の（1）の⑤（9ページ）では、共産党の組織原則である「民主集中制」とパワハラの関係の問題についての私の言及を論じています。朝日新聞社の「論座」に寄稿したものであり、小池晃書記局長が当時の副委員長であった田村智子氏に対して行ったパワハラを題材にしています。

被告の準備書面（４）にあるカギ括弧付きの私の引用文だけを見ると、誰が読んでも、『民主集中制』は……『パワハラと重なり合う部分がある』というのが私の主張であるように捉えることでしょう。しかも、「ヒラの党員は、上級の決定を無条件に実行しなくてはならない」のが民主集中制であると私が解釈しており、その点でも規約を批判しているようにも見えます。そうすると、裁判官の目にも、私が党規約の根幹部分を攻撃していると映るので、除名もやむなしと思われるかもしれません。

しかしこれは、率直に言って、裁判官の認識を歪めようとする印象操作です。裁判官には、提出されている乙第５号証の全文を、曇りのない目でそのまま見ていただきたいと思います。

## ２ 私は共産党の現行規約を支持しており、その正しい運用を訴えている

「民主集中制」というのは、１００年を超える共産党の歴史の中でずっと貫かれてきた組織原則ですが、その内容は時代の変化のなかで変わってきました。いま引用した「上級の決定を無条件に実行しなくてはならない」という言葉も、７０年近く前に決まった古い規約にあったものですが、２５年前に廃止され削除されたものです。

上級への無条件忠誠を義務づけることは、人権がおざなりにされた第二次大戦前の古い慣習が残っていた戦後直後にはあり得たでしょうが、基本的人権を重視した新しい日本国憲法の下ではいつまでも通用するものではありません。いまそんなことを誰にであれ義務づけたら、間違いなくパワハラとみなされるでしょう。だから共産党も、「循環型・双方向型」の党運営が必要であると考え、規約全般を改正して新しい規約をつくったのです。私はそれを大いに歓迎する立場です。

ところが、時として、共産党のなかでパワハラが起きることがあります。私が「論座」で指摘したのは、新しい規約の下ではパワハラは起きにくくなっているはずなのに、なぜそれでもパワハラが止まないのか、小池氏の場合もパワハラと認め

て謝罪するまで時間がかかったのかと言えば、古い規約の考え方が遺物として残っている影響があるのではないかということでした。

それでも、新しい規約の下で育った若い党員は、上級で起きた事態に対して党の内外で堂々と意見を述べ、小池氏にパワハラを反省させるまでに至りました。だから私は、この経験に学び、「日本共産党の未来のためには、現場の党員が堂々と声を上げ、それが党中央の運営に反映するシステムが効果的に機能することが不可欠」だと論じたのです。

なぜこれが被告により「党攻撃」とか「党破壊・かく乱」とされるのか。党員が声を挙げることを「党攻撃」「かく乱」だと見なしているのでしょうか。さっぱり理解できません。

### 3 私は志位氏に倣って安保・自衛隊政策を提示している

被告により私が「党攻撃」「党破壊・かく乱」をしたとされる項目の多くは、安保条約と自衛隊をめぐる問題です。これについては、前同期日の意見陳述で述べた通り、共産党自身が昨年刊行した『日本共産党の百年』において、安保条約廃棄は第2段階、自衛隊の解消は第3段階だとして、現在は「安保条約廃棄前の第1段階」と位置づけています。それが党綱領の立場だと明言しています。

志位和夫氏も、この綱領の立場をふまえ、有事の際の安保条約第五条の発動、自衛隊の活用や政府としての合憲論を打ち出しています。私も、志位氏に倣って、この第1段階にふさわしい安保・自衛隊政策を提示しているだけなのです。

ところが、志位氏は讃えられるのに、私の場合は党綱領に違反していると批判されます。それに止まらず、「攻撃」だとか「破壊・かく乱」だとか、最大級の悪罵が投げつけられるのです。

### 4 被告は私の提示する政策が間違いなら政策を批判すれば良いではないか

原告がこれらの用語を「事実の摘示」として訴えていることに対して、被告の準

備書面は、「言葉尻を捉え」とか「一部の表現のみを切り取って名誉毀損を論ずることは、誤りである」としています。ということは、これらの「言葉」「表現」自体に問題があることは認めているのでしょう。

そうなのです。きわめて大きな問題があります。

なぜなら、もし被告が私が提示する安保自衛隊政策に問題があると思えば、その政策の内容を批判すればいいだけだからです。「攻撃」だとか「破壊・かく乱」のような「言葉」「表現」は不要なのです。

例えば、志位氏の安保条約発動論は正しいが、私が安保条約が果たしている機能の中心である「核抑止」は否定した上で安保を維持するとしているのは、どこが間違いなのか。あるいは、自衛隊を政府としては合憲だとする志位氏の考え方は誉められるべきだが、党としても合憲とする方が良いのではないかという私の考え方は、どこに除名するほどの誤りがあるのか。

この裁判においても、これを示せと求めています。被告は答える必要がないという態度をとっています。私の除名に至る過程でもずっと同じであり、結局、政策とは何の関係もない「破壊」などの「表現」を使って、私を批判したのです。使う必要がないどころか、政策問題の論争であることを忘れさせ、議論の焦点をずらしてしまうような「表現」を使っているのです。

## 5 「攻撃」「破壊・かく乱」の用語を使うのは党員の憎悪を駆り立てるための人格攻撃だ

なぜそんな「表現」を使うのか。それは、被告の目的が批判を通じて党の政策を豊かにしていくことにあるのではなく、今回の原告第9準備書面が強調しているように、私の人格を非難し、貶めることにあるからです。

例えば、「破壊」という表現は、共産党員にとってはなじみのあるものです。共産党は公安調査庁によって「破壊活動防止法」の調査対象団体に指定されているからです。

いうまでもなくこの法律は、「暴力主義的破壊活動」が対象となっており、国会が開かれる度に、共産党を調査対象とする理由に関する政府答弁書が提出されます。それに対して共産党は、党綱領は暴力革命を否定しているし、実際にそんな活動はしていないと反論し続けています。

このように、共産党員にとって「破壊」という用語は、直接に「暴力的破壊活動」と結びついたものであり、みずからを表現するものとしては絶対に使われてはいけない用語です。逆にだからこそ、共産党が批判相手にこの用語を使うことは、党員のなかで憎しみを駆り立て、増幅させる役割を果たすのです。

私と被告が政策的な論争を激しく行った場合、それがヒートアップして過激な用語が使われる可能性があることは否定しません。しかし、これが被告が自己弁護するような「政党の基本的政策についての政治的論争」であるなら、過激になったとしても政策的な批判をすれば良かったのです。けれども、政策的批判だけでは私を除名した理由として党員を納得させることができないので、あえて意図的に党員に憎しみを持たせるような用語を使ったのです。

つまり、政治的論争のなかで、あるいは「反論の応酬」のなかで、意図に反してそこまで行き着いたという性格のものではないということです。その点を裁判官には適切に判断していただきたいと思います。

## 6 私は共産党が「一枚岩の党」でないことを知っており、その事実を国民に知らせたい

なお、私が「党攻撃」「党破壊・かく乱」をしているとされた残りの問題のうち、1つについてだけ簡単にふれます。党首公選を主張したことです。

被告は、党首を党員投票で決める党首公選は、分派をつくることになって民主集中制を定めた党規約に反すると主張しています。しかし、第二次大戦後に再建された共産党は、1947年に大会で採択された規約で、民主集中制を堅持するとしつつ、「党の指導機関の委員は、すべての党員の直接の選挙、あるいは党員の選ん

だ代表者によって選挙される」と規定していたのです。党首公選を決めたのです。戦後の民主化のなかで、他党に先駆けてこう規定した共産党の歴史を誇りに思います。

しかし、その後のいわゆる逆コース、そしてレッド・パージの中で共産党は分裂し、多数になった一方の側が武力闘争に走るとともに、党首公選は実施されず、党首公選を否定する新規約を採択することになります。党指導部だけが党首選びを行う考え方は、この武力闘争の時代の産物なのです。

党首公選は民主集中制と矛盾しません。ましてや、「党攻撃」「党破壊・かく乱」であるはずがありません。

## 7 共産党の規約と部分社会論が響き合ってパワハラを妨げている

異なる意見があった場合に議論をせずに「攻撃」「かく乱」であるとして党外に放逐することは、異論を許さないことであり非民主的です。被告がこのような組織であることが、先ほども述べた小池氏のパワハラのひとつの要因になっているのではないかと思います。

党から除名やパワハラがなされた場合、司法の場で争う途が残されていることこそが組織の民主的運営につながると思います。

被告の主張する部分社会論は、団体の自由を主張しているようでいて自らの非民主的な実態を露呈しているようなものです。

裁判官の賢明な判断を期待します。

以上